

## 「江戸川高規格堤防整備事業」と一体の「北小岩一丁目東部土地区画整理事業」に関する公開質問書（その6）と江戸川区の回答

公開質問書の提出 平成26年8月21日

江戸川区からの回答 平成26年9月2日

### 1 江戸川区長のインタビュー記事（1）－北小岩1丁目のスーパー堤防の意味－

多田区長は本事業に関して朝日新聞記者のインタビューを受けました。その一問一答が7月26日の朝日新聞デジタル版に掲載されています。

朝日新聞の記事

「記者：なぜスーパー堤防に着目しましたか。とても時間がかかって無駄だという指摘はどう思われますか。

区長：江戸川区は区の面積の7割が海拔ゼロメートルの低地帯です。水から守るためには壊れないスーパー堤防しかない。絶対なくてはならない。われわれは1947年のキャサリン台風で（利根川の堤防が）決壊した悲しい歴史をもっています。キティ台風がその2年後に来て、再び江戸川区が大変な被害を受けました。地域を守るためにはそういうものしかありません」

この答えに関連して以下、質問します。

#### （1）江戸川下流部におけるスーパー堤防計画区間

国土交通省による江戸川下流部のスーパー堤防計画区間は左岸、右岸それぞれ何kmであるかを示してください。

私たちの入手資料では左岸約8km、右岸約14kmで、合わせて22kmとなっていますが、この数字に誤りはないでしょうか。

「1 江戸川区長のインタビュー記事（1）－北小岩1丁目のスーパー堤防の意味－」について（1）について

質問書にある「国土交通省による江戸川下流部のスーパー堤防計画区間」については、所管する国土交通省江戸川河川事務所にお問い合わせください。

#### （2）江戸川下流部におけるスーパー堤防の整備済み区間

江戸川下流部のスーパー堤防の整備済み区間は左岸、右岸それぞれ何kmであるかを示してください。

私たちの入手資料では妙典地区1,100m（市川市）、市川南地区200m（市川市）、柴又公園地区90m（葛飾区）、水元公園地区（葛飾区）200mで、左岸1.3km、右岸0.3kmとなっていますが、この数字に誤りはないでしょうか。

(2) について

質問書にある「江戸川下流部のスーパー堤防の整備済み区間」については、所管する国土交通省江戸川河川事務所にお問い合わせください。

### (3) 北小岩1丁目のスーパー堤防120mの整備に要する費用

北小岩1丁目のスーパー堤防120mの整備に要する費用は川表の整備も含めて総額何億円であるかを明らかにしてください。

私たちの入手資料では、川裏側が現事業計画で43億円、川表側も含めると、47億円ですが、この数字に謝りはないでしょうか。

(3) について

事業費について、北小岩一丁目東部土地区画整理事業（以下、「本事業」と言う）の事業費は現時点における事業計画では約43億円となっております。また、本事業と高規格堤防整備事業の共同事業の事業費としては、現時点では約47億円を見込んでいます。

### (4) 江戸川下流部のスーパー堤防計画区間の整備に要する費用

上述のとおり、私たちの入手資料によれば、スーパー堤防計画区間は左右両岸で22km、整備済み区間は左右両岸で1.6kmであり、北小岩1丁目のスーパー堤防120mの整備に要する費用は47億円です。

以上の数字を前提にすると、江戸川下流のスーパー堤防計画区間において未整備の区間の長さは20.4km、北小岩1丁目スーパー堤防の1mあたりの整備単価は約4,000万円になります。

これらの数字から江戸川下流部のスーパー堤防計画区間の整備に今後必要な費用を推定すると、次のようになります。

$$20.4 \text{ km} \times 4,000 \text{ 万円/m} = \text{約 } 8,000 \text{ 億円}$$

これは推定の数字ですが、この程度の費用がかかることは間違いないと思います。

約8,000億円という超巨額の公費を江戸川下流部だけに注ぎ込むことが可能であるのか、区長の見解を示してください。

(4) について

高規格堤防整備事業に公費を充てることの可否については、最初にいただいた公開質問書への回答の「4の④について」で回答したとおりです。**(末尾の※1を参照)**

なお、いただいた質問書では、北小岩一丁目東部地区（以下、「本地区」と言う）における事業費を根拠として「江戸川下流部のスーパー堤防計画区間の整備について今後必要な費用は約8,000億円」と推定していますが、高規格堤防の整備にあたっては、箇所によって盛土量や地盤改良の程度等が異なること、また、合わせて行うまちづくり側の事業手法も一様ではないことから、現時点で江戸川下流部における高規格堤防の整備に要する総事業費を算出することは難しいものと考えております。

#### (5) 利根川・江戸川河川整備計画の整備費用と比較して

昨年5月に利根川と江戸川の本川（直轄区間）を対象とした利根川・江戸川河川整備計画が策定されました。これは利根川と江戸川の本川において今後30年間に実施する河川整備の内容を示したのですが、総費用は8,600億円であり、スーパー堤防事業は含んでいないと、関東地方整備局は説明しています。

利根川と江戸川の本川全体で8,600億円ですから、江戸川下流部総延長22kmのスーパー堤防の整備だけにさらに上記の8,000億円程度の公費が投じられる可能性はゼロであると言っても過言ではありません。江戸川下流部のスーパー堤防整備は所詮は絵に描いた餅でしかありません。

このことについて区長の見解を示してください。

(5) について

上記「(4) について」のとおりです。

#### (6) わずか120mの「点」のスーパー堤防を整備する意味について

スーパー堤防は連続して整備することによってはじめて治水対策としての意味を持ちます。上述のとおり、江戸川下流部22kmのスーパー堤防の整備は机上のプランに過ぎず、実現性はありません。の中で、北小岩1丁目のスーパー堤防はわずか120mしかなく、「点」の整備でしかありません。このような「点」のスーパー堤防の整備が治水対策としてどのような意味を持つのか、詳しく説明してください。

(6) について

最初にいただいた公開質問書への回答の「4の①について」で回答したとおりです。**(末尾の※2を参照)**

#### (7) 北小岩一丁目地区を江戸川スーパー堤防予定地として優先的に選択した理由

北小岩一丁目地区は地盤も低くなく、また、この地点付近の江戸川は流下能力の不足もなく、この地区を江戸川スーパー堤防予定地として優先的に選択した理由がわかりません。その理由を明らかにしてください。

(7) について

国は、江戸川区内の江戸川沿川については全区間を高規格堤防の整備対象としています。よって、箇所毎の地盤の高さや河川の断面形状等により高規格堤防の整備の有無等が決定されるわけではありません。なお、国は、高規格堤防の整備については沿川のまちづくりの機会に合わせて実施するとしています。

本地区については、地区内道路の状況等からまちづくり事業が必要であると判断し、土地区画整理事業を施行することとしました。高規格堤防の整備については、前述のとおり沿川のまちづくりの機会に合わせて実施することとしていますので、本事業の実施に合わせて共同事業として実施することとし、平成25年5月に共同事業に関する基本協定を締結したところです。

**(8) 区長の話『水から守るためには壊れないスーパー堤防しかない。絶対なくてはならない』について**

以上の事実を踏まえれば、区長の話『水から守るためには壊れないスーパー堤防しかない。絶対なくてはならない』は実現性が全くない話を語っているにすぎません。実現性ゼロの話で、スーパー堤防の必要性を語られ、治水対策上意味を持たない「点」のスーパー堤防の整備のために、地元住民は終の棲家から追い立てられようとしているのですから、やりきれたものではありません。

このことについて区長の見解を示してください。

(8) について

最初にいただいた公開質問書への回答の「4の①について」で回答したとおりです。**(末尾の※2を参照)**

**(9) はるかに安価な堤防強化工法の採用について**

スーパー堤防という金食い虫の工法ではなく、費用がはるかに安く済む堤防強化工法があります。鋼矢板やソイルセメント連続地中壁を堤防中心部に設置するハイブリッド堤防です。スーパー堤防のように沿川住民の負担を伴うこともありません。国土交通省がつくったスーパー堤防の制度により、当該自治体、江戸川区が「直接施行」という「苦しい決断」(区長発言)を余儀なくされ、住民との軋轢を生んでいる実態を国土交通省に伝え、このような代替案の検討を求めるべきです。

このことについて区長の見解を示してください。

(9) について

国は現時点では超過洪水対策として高規格堤防に代わる工法はないとしていますので、区としても高規格堤防整備を推進していくという立場に変わりはありません。

なお、社団法人上木学会が平成20年に公表した「耐越水堤防整備の技術的な見解」によれば、質問書内で挙げられている「鋼矢板やソイルセメント連続地中壁を堤防中心部に設置する工法」は同見解の中ではコア型に分類されると考えますが、コア型に関する見解として「浸透水の遮水機能を期待するものであり、越水対策とはなっていない」、「わが国の地盤条件や品質や機能の長期的な確保の面から長大な河川の堤体内に越水対策としてのコア工法を用いることは困難」、「越水によって裏法部が順次掘削されていった場合、コア部分が外水圧に耐えて自立状態を維持することは、力学的に考えて不可能に近い」とされていますので、超過洪水対策として高規格堤防に代わる工法にはなり得ないと考えております。

## 2 江戸川区長のインタビュー記事（2） ー住民への誠意ある対応についてー

朝日新聞のインタビュー記事で区長は次のように答えています。

「記者：区長自身が説得に乗り出す考えはありますか。

区長：あり得るかもわかりませんが、不毛な会見だったらしょうがないわけで、状況によって考えるということです。」

この答えに関連して以下、質問します。

### （1）区長発言「不毛な会見だったらしょうがないわけで」とは？

まず、区長発言「不毛な会見だったらしょうがないわけで」の意味を説明してください。

この区長発言を字義通りにとれば、区長がご自身の責任をどのように自覚しておられるのか、疑問を持たざるを得ません。区長が今なすべきことは結果がどうであろうと、自らが精一杯の誠意をもって地元住民に接することです。なぜ、それができないのでしょうか。

このことについて区長の考えを示してください。

「2 江戸川区長のインタビュー記事（2） ー住民への誠意ある対応についてー」について  
（1）について

本区として高規格堤防の整備を推進していくこと、また、本地区での土地区画整理事業の実施や本事業を高規格堤防整備事業と共同で実施していくことについて、その方針を撤回することは考えていません。現在、具体的な補償等に関する説明、移転や再建に向けた話し合いについては、個別に権利者の皆さんと進めさせていただいているところであり、これら個別具体的な話し合いについては本事業を所管する土木部区画整理課が責任を持って取り組んでいる状況です。

本事業に限らず、事業実施の是非や全体の方針等に及ぶことであれば区長自らが説明すべきこともあるかと考えますが、事業毎の個別具体的な内容に関することについては、事業を所管する部署において責任を持って対応させていただくということが区としての考え方です。

### （2）地元住民への謝罪の気持ちは？

事業予定地に現在住んでいる方のほとんどは健康状態が決してよろしくありません。その原因の一つとなっているのは、江戸川区の強引なやり方で心身とも疲れ切っていることにあります。江戸川区が本当に誠意ある対応を当初から示していれば、事態は変わっていたかもしれません。江戸川区は地元住民に対して今までの対応と進め方について心から謝罪すべきです。

このことについて区長の考えを示してください。

（2）について

事業を進めるにあたって、現在地区に残られている方も含めて地区の皆さんに対しては、個別の相談、まちづくり懇談会のような地区全体を対象とした懇談会、まちづくりニュースの配布等の様々な機会をとおして話し合いや相談をお受けできるように取り組みを進めてきました。現在地区に残られている方についても、できる限り早くご納得いただき、移転していただくよう、引き続き話し合いを続けていきます。

### 3 事業計画の変更を行う理由について

江戸川区は今年1月下旬に本事業の事業計画変更の手続きを開始し、2月に東京都に事業計画変更案を提出しましたが、その認可が出るのは早くとも来年3月以降のことです<sup>〔注〕</sup>。この事業計画変更に関してあらためて質問します。

〔注〕事業計画変更の今後の見通し

9月3日の東京都都市計画審議会で、この変更案についての意見と口頭陳述の扱いについて審議されます。その後、口頭陳述、速記録の作成、江戸川区による見解書の作成を経て、本事業の計画変更の是非について再度、東京都都市計画審議会による審議が行われます。意見が不採択の場合は江戸川区が東京都に計画変更の認可申請を行い、東京都が認可します。このように、これから踏むべき経過を考えると、事業計画変更の認可にまで至るのは、早くとも来年3月以降のことになります。

#### (1) 事業計画の変更内容について

今回の事業計画変更の内容をあらためて説明してください。

「3 事業計画の変更を行う理由について」について

(1) について

現在手続きを進めている事業計画変更の内容は以下のとおりです。

- ・設計の方針の造成計画について、本事業で盛土整備を行うとしていたところ、本地区で高規格堤防整備事業が実施されることを受け、高規格堤防整備事業の施行範囲については同事業で造成される高規格堤防上に本事業における造成を行うことに変更。
- ・整理施行前後の地積のうち種目別施行前地積について、登記簿の記載内容の変更状況等を反映。なお、それに伴い、減歩率計算表や宅地価格の表中の整理前宅地面積が変更。
- ・事業執行期間について、事業計画決定時点よりも事業工程が遅れていることを受け、事業執行期間の完丁予定を平成28年3月31日から平成29年3月31日に変更。
- ・資金計画書の収入について、本事業が高規格堤防整備事業との共同実施となったことを受け、国土交通省からの負担金を追加し、合わせて区単独費や東京都補助金の見直し。
- ・資金計画書の支出について、造成や建物移転費等について積算内容の変更があったことから公共施設整備費を変更。また、整地費について、高規格堤防整備事業の施行により本事業による造成が必要ではなくなった部分について除外。
- ・資金計画書の年度別歳入・歳出資金計画表について、上記の事業執行期間や資金計画書の収入及び支出の変更に合わせて、年度別の歳入及び歳出を変更。

#### (2) 地積内訳および資金計画の変更以外の変更について

私たちが事業計画変更案を読む限りでは、地積内訳および資金計画の変更以外で変更される重要な項目は次のとおり、造成計画と事業執行期間であると考えられますが、その解

釈に誤りはないでしょうか。誤っていけば、正しい解釈を示してください。

#### 現事業計画

##### 「造成計画

本地区周辺部との高低差を解消し、防災機能の向上や宅地の利用増進を図るため、盛土整備を行う。

##### 事業施行期間

自 平成 23 年 5 月 17 日(認可公告の日)

至 平成 28 年 3 月 31 日

」

#### 今回の事業計画変更案

##### 「造成計画

国土交通省が施行する高規格堤防整備事業との共同実施になったことを受け、高規格堤防整備事業の施行範囲については、同事業により造成した高規格堤防の上に本事業による造成を行う。

##### 事業施行期間

自 平成 23 年 5 月 17 日(認可公告の日)

至 平成 29 年 3 月 31 日

」

#### (2) について

公開質問書にご記載のとおりです。

#### **(3) 事業執行期間の1年間延長について**

上記のとおり、事業計画変更により、事業執行期間は 2016 年 3 月 31 日から 2017 年 3 月 31 日へ1年間延長されることになっています。これは完成が遅れることを見込んだからだと考えられますが、この延長に伴って、2016 年 5 月完成見込みがどのように変わるかを明らかにしてください。もし変わらないとするならば、変わらない理由を説明してください。

#### (3) について

現時点では、平成 28 年 5 月に土地を引き渡すという目標は変えておりません。平成 28 年 5 月に土地を引き渡し、その後速やかに換地処分の手続きを行うこととして、平成 28 年度末までの事業完了を目指しています。

#### (4) 事業計画変更を行う理由

(2) で示したように、地積内訳および資金計画の変更以外で変更される重要な項目は造成計画と事業執行期間であると考えられます。造成計画の内容の変更は土盛工事の事業主体を土地区画整理事業者である江戸川区から国土交通省に変更するものです。

ところが、国土交通省は本事業の部分盛り土工事を行うため、6月に奥村組土木興業(株)と工事契約を結びました。工期は来年3月24日となっています。しかし、国土交通省による工事が、土地区画整理法に基づく事業計画として可能となるのは、事業計画変更が認可されてからであり、認可されていない段階で国土交通省が土盛り工事に着手することは、土地区画整理法に抵触することになります。

事業計画変更前でも国土交通省が土盛り工事を行うことができるならば、事業計画を変更する意味がありません。事業計画を変更する理由をあらためてご説明ください。

#### (4) について

現在手続きを進めている本事業の事業計画変更は、主に本地区において国の高規格堤防整備事業の実施が決まったこと及びその実施にあたっては本事業との共同実施とすることが決まったことを受けてのものです。なお、共同事業化が決まったのは平成25年5月ですが、共同事業を進めるうえで必要となる施工協定と補償細目協定の内容も反映する必要があったことから、事業計画変更の手続きの開始(事業計画変更案の縦覧)は平成26年1月になりました。また、今回の変更では道路配置や街区の形状等の変更はなく、既に決定している換地設計案についても変更が及ぶものではないことから、仮換地指定やそれに基づく建築物等の移転・除却等の手続きは並行して進めております。

なお、国が実施する高規格堤防整備事業上の工事は、本事業の事業計画や土地区画整理法に則って実施されるものではないことから、ご指摘のように土地区画整理法に抵触するものとは考えておりません。その根拠については、公開質問書(その4)への回答の「1の(2)について」及び公開質問書(その5)への回答「1の(3)について」で回答したとおりです。**(末尾の※3を参照)**

## 4 これからのことについて

以上のことを踏まえて、江戸川区に対して次の3点を求めます。この3点について区長の見解を示してください。

### (1) 完成工期の延期を仮住居へ移転中の住民に説明すること

江戸川区は、強硬姿勢を取る理由として、仮住居へ移転中の住民に対して2016年5月には戻れることを約束しているからだを繰り返し述べていますが、2016年5月完成予定の計画はすでに破綻しています。現実には無理な計画にこだわることは無意味なことですので、仮住居へ移転中の住民に完成工期の延期を説明すべきです。

「4 これからのことについて」について

(1) について

上記「3の(3)について」で述べたとおり、現時点では平成28年5月に土地を引き渡すという目標は変えていません。

なお、事業に関する情報については、適宜まちづくりニュースで権利者の皆さんに情報提供をしていますし、まちづくり懇談会等についても必要に応じて実施していきます。

### **(2) 事業計画変更の認可までは、脱法行為となる国土交通省の部分盛り土工事にストップをかけること**

3で詳述したように、事業計画変更が認可されるまでは、土盛り工事の事業主体は江戸川区であって、国土交通省が部分盛り土工事に着手すれば、それは土地区画整理法に抵触する行為になりますので、ストップをかけることが必要です。

(2) について

上記「3の(4)について」で述べたとおり、現時点で国が高規格堤防整備事業に関する工事を本地区内で実施することについて、土地区画整理法に抵触するものとは考えておりません。

### **(3) 地元住民と誠意を持った話し合いを行うこと**

ここまで事態がこじれれば、江戸川に残された道は、強権を発動するのではなく、地元住民に対して今までの非礼を詫び、そのうえで今後のことについて誠意をもって徹底した話し合いを行うことしかありません。

(3) について

現在、地区のほとんどの方が移転され、造成後の土地の引き渡しをお待ちになっている状況ですので、いつまでも無期限で話し合いを続けていくというわけにはいきませんが、現在地区に残られている方については、できる限り早くご納得いただき、移転していただくよう、引き続き話し合いを続けていきます。

## 補足 今までの回答の引用箇所

### ※1 1(4)

「最初にいただいた公開質問書への回答の「4の④について」で回答したとおりです。」

公開質問書（その1）への回答の「4の④について」

高規格堤防整備事業は、国が計画している事業です。ご指摘の「江戸川下流部にこのような超巨額の予算が付くはずはなく」という根拠は不明ですが、国が治水事業として必要だとしているのが高規格堤防整備事業である以上、その整備のために適切な予算化と整備が進められるものと考えます。

### ※2 1(6)、(8)

「公開質問書への回答の「4の①について」で回答したとおりです。」

公開質問書（その1）への回答の「4の①について」

高規格堤防は、耐越水、耐浸透、耐浸食、耐震といった機能を有し、超過洪水による越流に対しても決壊しないという堤防ですから、施行した箇所は確実に堤防として強化されるものと考えます。ただし、堤防としての線での効果を考えた場合、平成25年度に江戸川で国が施行を決定した高規格堤防整備事業の施行箇所は北小岩一丁目地区だけですが、高規格堤防整備事業は本地区のみの施行で江戸川での高規格堤防整備が完成するわけではありません。本地区での高規格堤防整備は、高規格堤防を区内で整備していく中での第一歩であり、区内全沿川の高規格堤防整備に向けて、今後も積極的に国に働きかけていきたいと考えています。

なお、区内の大半が低平地であり高台もない本区にとっては、例え江戸川|の整備対象区間すべての高規格堤防整備が終わる前段階のいわゆる点での整備状況であったとしても、区内に少しでも高台が増えることは緊急時の避難場所や避難経路の確保を考えるうえで有効であると考えます。

### ※3 3(4)

「公開質問書（その4）への回答の「1の(2)について」及び公開質問書（その5）への回答「1の(3)について」で回答したとおりです。」

公開質問書（その４）への回答の「１の（２）について」

国と区が平成 25 年 5 月 30 日付けで締結した「北小岩一丁目地区高規格堤防整備事業及び北小岩一丁目東部土地区画整理事業に関する基本協定書」（以下、「基本協定」と言う）は、河川法に基づき実施される国の「北小岩一丁目地区高規格堤防整備事業」と土地区画整理法に基づき実施される区の「北小岩一丁目東部土地区画整理事業」について、共同事業として実施することに関する基本的事項について協定を締結したものです。共同事業とすることにより、同地区で実施される国と区の二つの事業について、事業の実施時期を合わせ、重複する部分については役割や費用の分担をしていくこととなります。なお、共同事業化したとしても、二つの事業はそれぞれ河川法と土地区画整理法という別の法律に基づく事業であることは変わりありません。

本地区における国の高規格堤防整備事業の事業化及び基本協定締結により、国が本地区の一部について高規格堤防を整備することになりました。それにより、当初の本事業計画で区が土地区画整理事業により盛土造成するとしていた部分のうち高規格堤防整備事業の施行範囲については、現地盤面からではなく同事業により整備した高規格堤防上に土地区画整理事業で必要とする宅地の造成をすることになります。よって、本事業計画の変更にあたって、国による高規格堤防の施工範囲に相当する部分の造成は、事業計画から除外しています。

国が平成 26 年度に予定している工事は、河川法に基づく高規格堤防の整備のための工事となります。また、区が変更手続きをしている本事業計画の変更内容は、土地区画整理事業上で高規格堤防の整備を行う内容ともしていません。よって、国が平成 26 年度に予定している工事が、本事業計画の変更手続きが終わってからでなければできなるとするご指摘には当たらないと考えます。

公開質問書（その５）への回答「１の（３）について」

土地区画整理事業上で行う工事については、盛土工事に限らず事業主体は江戸川区となります。

一方、国が行う盛土工事が土地区画整理法上の工事として実施されるのであれば、国は区の土地区画整理事業の事業計画変更手続き後でなければ工事が実施できない可能性はありますが、国は河川法に基づく高規格堤防整備事業としての堤防の造成工事を行うのであり、区の土地区画整理事業の事業計画変更後でなければ国は工事に入れないということにはなりません。これについては、前回の公開質問書（その４）に対する回答のうち「１の（２）について」で考え方を示しました。